

介護度改善インセンティブ制度の概要

目的

高齢者の自立支援や重度化防止に資する質の高いサービスを提供している介護サービス事業所の取り組みを評価、支援することにより、市内の介護サービス事業所全体のサービス提供水準の向上を図り、もって、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざす。

対象事業所

川西市内に所在する通所介護事業又は地域密着型通所介護事業を行う事業所

評価方法

①事業所の体制に関する評価

- 別に定める6か月間の評価期間を通じて次のいずれも満たしていること
 - ・個別機能訓練加算（I）イ又は（I）ロを算定していること
(機能訓練指導員の配置や計画的な機能訓練の実施体制等を評価)
 - ・科学的介護推進体制加算を算定していること
(利用者のADL等のデータに基づくPDCAサイクル・ケアの質の向上に関する取り組みを評価)

②介護度の改善に関する評価

以下の要件をすべて満たす対象事業所の利用者について、バーセルインデックス（日常生活動作の評価指標）によるADL評価を評価期間の始めと終わりの2回実施する。当該評価得点の差により、評価対象者を「改善」「維持」「悪化」に区分し、「改善」又は「維持」に区分された人数により、事業所ごとの改善割合を算出する。

(評価対象利用者の要件)

- ・川西市介護保険の被保険者であること
- ・当該対象事業所を週1回以上かつ1年以上継続して利用していること
- ・利用者本人及びその担当介護支援専門員が本制度への参加を目的とするADL評価の実施に同意していること

(改善割合の算出方法)

$$\frac{\text{ADL評価の改善者数} + (\text{ADL評価の維持者数} \times 0.5)}{\text{評価対象利用者数}} \times 100$$

(※小数第2位を四捨五入)

インセンティブ（報奨）の内容

①事業所に対するインセンティブ

対象事業所が提供するサービスの性質により「リハビリ型」と「一般型」の2部門に分け、部門ごとに改善割合の高い上位3事業所について市長表彰及び報奨金の交付を行うとともに、市ホームページ及び広報誌への掲載等により広く周知する。また、その他の参加事業所についても事業所名を公表する。
(報奨金額)

リハビリ型	(1位) 50万円	(2位) 30万円	(3位) 10万円
一般型	(1位) 30万円	(2位) 10万円	(3位) 5万円

②利用者に対するインセンティブ

部門ごとに改善点数の高い上位5名について市長表彰を行うとともに、ADL評価を評価期間の始めと終わりの2回受けた評価対象利用者（参加者）全員に奨励賞を授与

その他

- バーセルインデックスによる評価が適正に行われるよう、事業所の機能訓練指導員等を対象とした研修を実施する。
- 本制度への参加促進を図るため、事業所において新たに生じる経費（利用者への制度説明、ケアマネジャーとの連絡調整、ADL評価の実施・管理、市へのデータ提出等）について、1事業所につき3万円を上限として補助を行う。
- 以下の項目のいずれかに該当する事業所は、表彰及び報奨の対象としない。
 - ・評価対象利用者数が当該事業所の利用者数の50%を下回っている場合
 - ・現在の指定期間中に改善勧告に対する適切な対応を行わなかった場合
 - ・現在の指定期間中に改善命令又は指定の効力停止等の行政処分の対象となっている場合
 - ・暴力団又は暴力団密接関係者に該当する場合
 - ・市税を滞納している場合
- 評価対象利用者が、介護保険料又は市税を滞納している場合は、表彰の対象としない。
- 事業所が偽りその他不正な手段で表彰等を受けたときは、表彰及び報奨金の交付決定を取り消し、交付済みの報奨金を返還させることができる。
- 制度の適正な運営に必要と認めるときは、事業所に対し報告及び関係書類の提出を求め、市職員による調査を行うことができる。
- 制度施行後3年を目途に実施状況に検討を加え、必要な見直しを行う。